

3月から介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）が始まります

高齢の方々が要介護状態にならないよう、また、介護が必要になってもそれ以上悪化しないよう、要支援1・2の判定を受けた方に「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」を提供しています。現在のサービス内容は全国一律ですが、市では、3月からサービス内容等を独自に定めて提供する新総合事業に移行します。

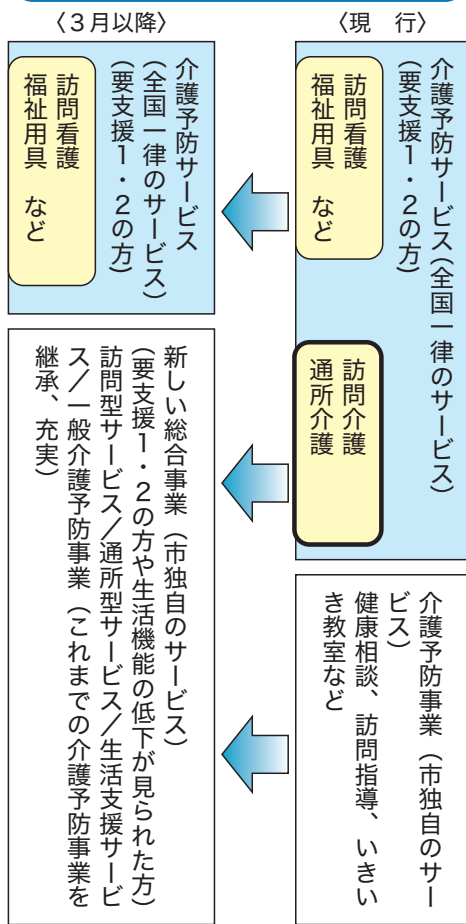
これまでは、要支援1・2の判定を受けた方のみが介護予防サービスの訪問介護、通所介護を受けられましたが、これからは要支援1・2の判定を受けていない方でも、

基本チェックリスト（※1）によるチェックを行い、生活機能の低下が見られた場合、新総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」「生活支援サービス（※2）」を受けられます。

なお、「訪問型サービス」「通所型サービス」の利用者負担、サービス費用、サービス内容は、基本的にこれまでの介護予防サービスの訪問介護、通所介護と変わりません。

詳しくは、介護福祉課、地域包括支援センターにお問い合わせください。

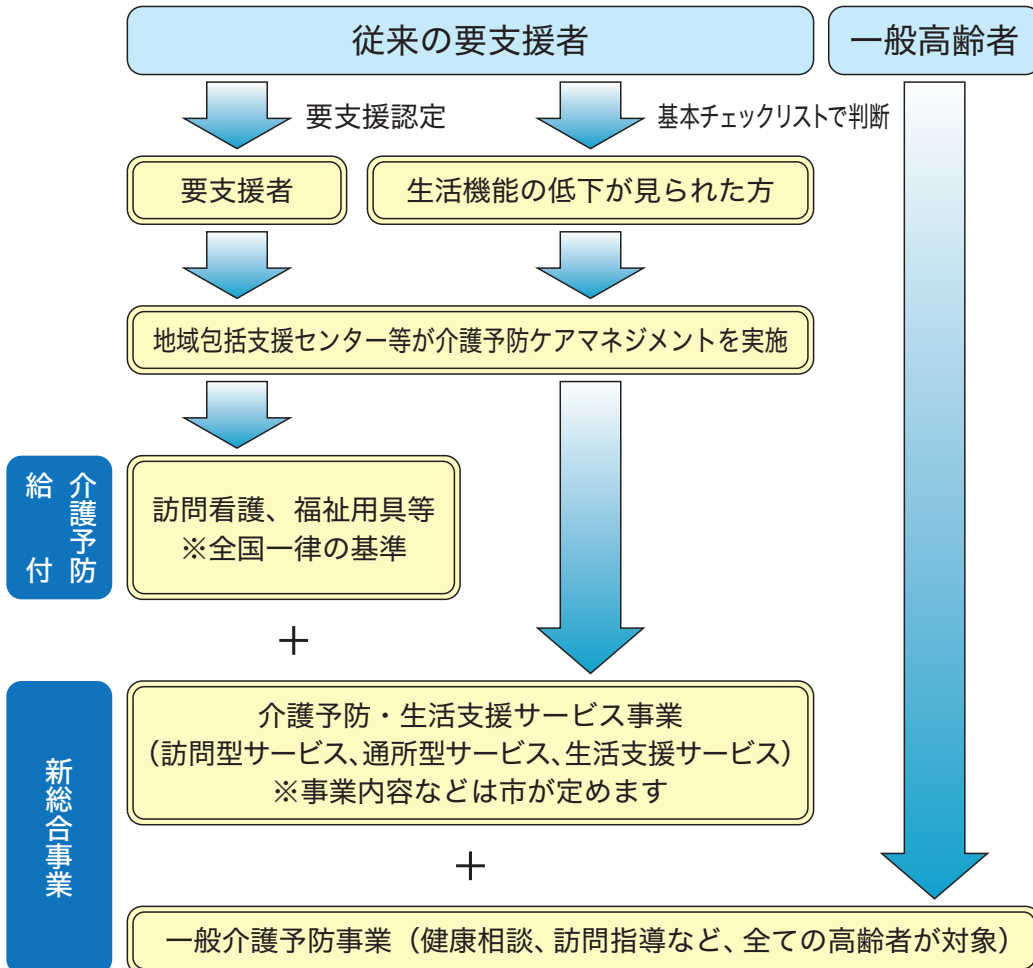
今回の変更のイメージ図



（※1）基本チェックリストとは、要支援、要介護状態になる危険がないかどうかという視点で、運動機能、閉じこもり、もの忘れの傾向など25項目について、「はい」「いいえ」でお答えいただく質問表のことです。

（※2）生活支援サービスの事業内容等については、現在、五所川原市介護予防・日常生活支援体制整備推進協議会等で検討しています。

■3月以降のサービス利用までの流れ



問：介護福祉課 内線2458
地域包括支援センター TEL(38)3939